

# WCO とその危機対処 (2)

—日本における AEO の実施を中心に—

劉 柏立\* 佐藤 寛\*\*

## 目次

- 1 はじめに
- 2 9.11 事件と基準の枠組み
- 3 基準の枠組みの概要 (以上前号)
- 4 AEO プログラムと相互承認
- 5 日本の AEO 実施経験
- 6 結論 (以上本号)

## 4 AEO プログラムと相互承認

前述した税関と民間とのパートナーシップという柱 2 の基準の本質は、もとより米国の C-TPAT プログラムを参照にして導入されたものである。つまり、税関当局と民間企業の協力体制の構築という手段をもって、貿易の安全確保を図るという発想からできたものである。民間企業は、税関当局が提示したサプライチェーンの安全確保に係わるガイドランに沿って、自らベスト・プラクティスを促進するためにかかるコストへの「お返し」として、比較的簡易な通関手続きを享受することができる。言い換えれば、AEO プログラムは、税関当局が民間企業のコンプライアンスに対する相対的な優遇措置をとる制度である。

基準の枠組みによると、AEO とは、次のように定義されている<sup>10)</sup>。

どのような機能であれ物品の国際移動に携わり、WCO や同等のサプライチェーン安全基準を遵守しているとして国家の税関に承認されるか又はそれを代行する者をいう。そして、AEO の業種範囲は、特に、製造業者、輸入者、輸出者、通関業者、運送業者、混載業者、仲介業者、港湾、空港、ターミナルオペレーター、総合オペレーター、倉庫業者、卸業者を含むということである。

WCO の AEO に関する基準がノンバンディング (Non-Binding、つまり非拘束) 的であり、条約のように必ずしも各国が強制的に同一の基準、同一の期日をもって、それを実施するというようなものではなく、非常に緩やかな結びつきであるため、いつから始めるか、取り決められたもののうち何を実施するか、そしてどのように実施するか等の具体的措置は、それぞれ各国税関の裁量に委ねられるのである<sup>11)</sup>。そこで、表 6 に示すように、主要国が実施している AEO の業種範囲も同一的ではないことがわかる。

にもかかわらず、国際標準としての WCO の AEO プログラムの実施に関して 2006 年 6

\* 財団法人台湾経済研究院東京事務所所長、中央学院大学社会システム研究所客員教授

\*\* 中央学院大学社会システム研究所教授

表 6 AEO の業種範囲の比較

国 別	適 用 対 象
WCO	製造業者、輸入者、輸出者、通関業者、運送業者、混載業者、仲介業者、港湾、空港、ターミナルオペレーター、総合オペレーター、倉庫業者、卸業者
E U	製造業者、輸入者、輸出者、通関業者、運送業者、フォワーダー、倉庫業者
米 国 C-TPAT	輸 入 者：U.S. Importers of record 運送業者：U.S./Canada Highway Carriers U.S./Mexico Highway Carriers Rail Carriers Sea Carriers Air Carriers 港湾ターミナルオペレーター：U.S. Marine Port Authority/Terminal Operators フォワーダー：U.S. Air Freight Consolidators, Ocean Transportation Intermediaries and NVOCC 製造業者：Mexican and Canadian Manufacturers Certain Invited Foreign Manufacturers 通関業者：Licensed U.S. Customs Brokers
日 本	特定輸出者、特例輸入者

出所：劉柏立、日本導入 WCO 標準架構相關機制之研究、2007 年 2 月より引用。

月に発表された「AEO AP0218E1a」という文書（以下 AEO 文書と略称する）が AEO プログラムに係わって原則的な内容が提示されている。その概要は次のように紹介する<sup>12)</sup>。

#### (1) 基本原則

① AEO ガイドラインは、世界的レベルで税関と AEO の両方に適用されることになるスタンダードの長期的な適用を提供するものであること。

② この国際スタンダードはセキュリティ確保や円滑化の努力に取り組むすべてのパーティが守るべきベースラインを形成すべきであること。

③ AEO 文書は個別税関当局の必要に応じて、追加的な個別基準を許容すること。

(2) AEO の基本条件 (Condition) と要件 (Requirement) は次のように、13 項目を含むこと。

① 1、税関規則遵守の表示。2、商業記録

管理のための満足すべきシステム。3、財務健全性。4、協議・協力及び交流。5、教育・訓練及び意識啓蒙。6、情報交換・アクセス及び秘密保持。7、貨物セキュリティ。8、輸送機器セキュリティ。9、施設セキュリティ。10、従業員セキュリティ。11、取引先セキュリティ。12、危機管理と回復。13、測定・分析及び改善という 13 項目である。

(3) 税関当局が AEO に提供すべきベネフィットの原則は、少なくとも明確、測定可能、報告できるものを含むべきこと。具体的に、次のように四点あげられる。

① 迅速な貨物リリース、トランジット時間の減少、低い貨物蔵置コスト。

② AEO 参加者にとって有意な情報へのアクセス。

③ 貿易が停止した期間、脅威レベルが高まった期間における特別措置。

④ 新たな貨物取扱いプログラムへの参加について最優先に考慮するということであ

る。

#### (4) AEO の確認と認定

ここでいう確認 (Validation) とは AEO 要件を履行しているかの確認手続であるのに対して、認定 (Authorization) とは AEO プログラムにおける AEO ステータスの認定ということであり、次のように九つの原則があげられる。

① AEO の申請者は、基準の枠組みで規定されているサプライチェーン・セキュリティ基準を実施することを当該国の税関に約束すること。

② AEO の申請者は、ボランティアであり、税関当局は参加を義務付けるべきではないこと。

③ AEO の認定は、中断あるいは剥奪されるまで有効であること。

④ 税関当局による AEO の中断・剥奪決定に対する、AEO のアピール措置規定を含むべきこと。

⑤ AEO のプログラムは、AEO 申請者の関連企業を含めた企業グループ一括申請手続きを含んでもよいこと。

⑥ AEO のステータスは確認を受けた後に、認定される。

⑦ 税関当局は、外部検査機関を確認など監査目的に指定することができる。但し、AEO 付与あるいはベネフィットレベルの決定権限を与えられてはならない。AEO 申請企業は税関当局の直接確認を要求できること。

⑧ フィードバックと段階的改善のシステムが、確認と認定の仕組みに取り入れられているべきであること。

⑨ 将来的には、AEO の認定に対する標準化されたアプローチが、AEO の国際的な相互認証 (二国間レベル、地域レベル、世

界レベルなど) 開発ための確固たるプラットフォームを提供すること。

#### (5) AEO の相互承認 (Mutual Recognition)

AEO の相互承認には、次のように三つの概念が含まれている。

① 一国の税関による認定を、別の国の税関によって受け入れられ、認識される。

② セキュリティ管理の冗長性を避け、国際サプライチェーンを移動する貨物の管理と円滑化に大きく貢献し得る方法。

③ 相互承認のグローバルシステムが達成されるまでには、時間が必要であり、段階的アプローチが必要である。二国間、地域間、地域内での取組みがグローバルシステムに向けた有効なステップでのパイロットテスト・プロジェクトに WCO が参加するのが望ましいということである。

#### (6) 相互承認の範囲

相互認証の範囲は原則として基準の枠組みに提示され次のように三つの標準項目に沿う。

① 柱 2、基準 3 - 認定 (Authorization)

② 柱 1、基準 6 - 事前電子情報 (Advance Electronic Information)

③ 柱 1、基準 7 - ターゲティングとコミュニケーション (Targeting and Communication) ということである。

#### (7) 相互認証実現のための諸措置

相互認証実現のために必要とされる措置は次のように四項目があげられる。

① 税関と AEO の両方の積極的な行動を含む共通のスタンダードに対する合意。

② 税関が他国税関の認定を信頼できるよう、スタンダードの統一された運用。

③ 認証プロセスが委任される場合には、

この委任された認証権限についてのスタンダードとメカニズムに対する合意。

④ 相互認証実施を可能とする法律が整備されていること。

以上 AEO プログラムの分析から分かるように、AEO プログラムの実施に際して、最も大きな課題は、AEO の相互承認をめぐる政府間の合意にある。WCO の提示した原則は単なる最低限のスタンダードであるが、個別税関当局の必要に応じて追加的な個別基準が許容されることに、いかにそれを調和して同一的なスタンダードの下に政府間の合意を達成させるかということが難問であろう。そこで、二国間のパイロットプログラムの先行的に実施することが有効的だと考えられる。

## 5 日本の AEO 実施経験

基準の枠組みに対応しようとして、日本では 2007 年 2 月に法改正が行われ、大まかな対応体制を整えた（図 5 参照）。但し、事前の電子申告については、「事前に申告をする

ことができる」という形で法改正に入れており、輸入者が事前か事後かを選択できるようにしているのも、まだ義務化されていない。

つまり、簡易申告制度や特定輸出申告制度を利用しようとする輸出入者が、税関長の承認（認定）を受ける場合には、輸出申告や輸入申告が電子情報を利用して行えるように措置していること（具体的には、通関情報処理システムを利用して申告を行えるようにしていること。）を承認の要件に追加した。これは、今回の改正法案に盛り込まれている。なお、この承認要件への追加は、直接的に電子申告を行うことを義務付けるものではなく、単にそのような準備が整っていれば承認を受けられるということである。

もとより、コンプライアンスの優良企業に優遇な通関手続を提供することが、AEO 概念の原点だということで、日本では 2001 年 3 月と 2006 年 3 月に導入された簡易輸入申告制度と特例輸出申告制度は AEO プログラムに該当しているが、2007 年 2 月の法改正によって、さらにその制度を充実させるようになった。また日本では、その制度を WCO

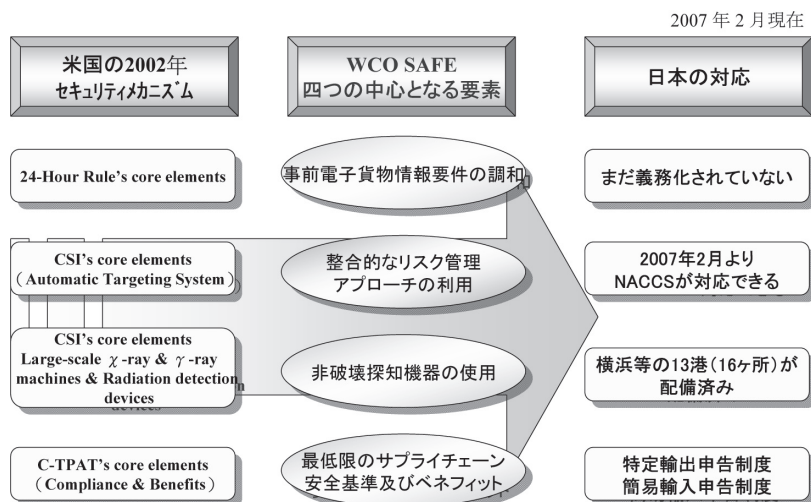


図 5 WCO 基準の枠組みに対する日本の対応現状  
出所：筆者作成。

の AEO プログラムと呼ぶよりも、むしろ「日本版 C-TPAT」と呼んだほうが戦略的な意味が有している。

「日本版 C-TPAT」は、「国際物流競争パートナーシップ会議」で 2006 年 12 月に決議された「国際物流競争力強化のための行動計画」の中に重要な行動計画の一つである<sup>13)</sup>。それは、要するに日本の現行輸出入制度改革を行うとともに、国際的な連携の強化を推進し、安倍内閣の提唱した「アジアゲートウェー構想」の実現を目指す戦略である (図 6 参照)。

「日本版 C-TPAT」の導入は、三つの段階に分けられ、短期的には 2006 年度内に輸出入制度改革、中期的には 2008 年度内に通関情報処理システムの最適化、さらに長期的には 2015 年度内に「日本版 C-TPAT」を本格的に導入するという予定である<sup>14)</sup>。本章はコ

ンプライアンスに着目した輸出入制度改革を中心に日本の AEO プログラムを考察する。

#### (1) 簡易輸入申告制度

簡易申告制度とは、あらかじめいずれかの税関長の承認を受けた輸入者 (以下特例輸入者と略称する) が、継続的に輸入しているものとして当該税関長の指定を受けた貨物について、法令遵守の確保を条件に、輸入申告と納税申告を分離し、納税申告の前に貨物を引き取ることが可能とする制度<sup>15)</sup>であり、2001 年 3 月より実施することになった。

この制度の適用のメリットは、納税申告の前に貨物を引き取ることが可能となり、同時に申告手続の簡素化・効率化を図ることとしている。これにより、輸入貨物の一層の迅速かつ円滑な引取りが可能となって、輸入者のコストが削減される等、その利便性が向上す

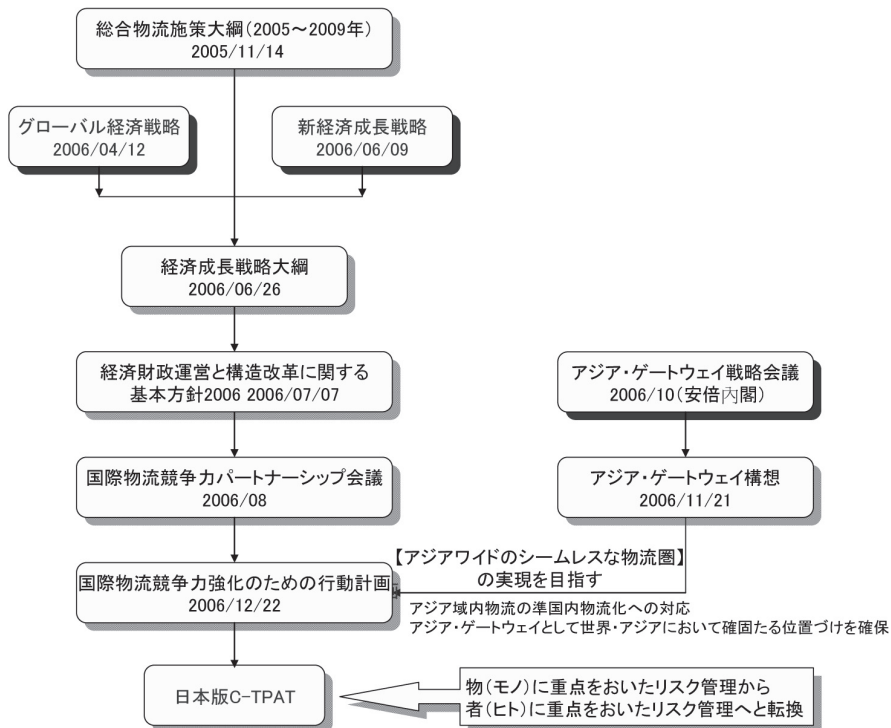


図 6 日本版 C-TPAT の政策決定過程  
出所：筆者作成。



るものと考えられる。

なお、申告手続の簡素化・効率化の内容としては、次のことが挙げられる。

- ① 輸入申告時の申告項目が削減。
- ② 輸入申告や納税申告が基本的にペーパーレス化。
- ③ 輸入申告時に納税のための審査・検査が基本的に省略され、その結果、通関に要する時間を計算できること、在庫管理が一層容易となる。
- ④ 納税申告を後日まとめて行うことができるということである。

簡易申告制度の利用については、税関長の承認を受け、貨物について指定を受ける必要がある。そして、税関長の承認及び貨物指定の審査は、次の要件に基づき審査する。

#### ① 承認について

##### I 承認を受けようとする輸入者

イ 過去3年間において、関税法その他の国税に関する法律の規定に違反して刑に処せられ、又は関税法若しくは国税犯則取締法の規定により通告処分を受けたことがないこと。

ロ 過去3年間において、関税又は輸入貨物に係る内国消費税等を滞納したことがないこと。

ハ 過去1年間において、期限までに納税申告をしないこと、増担保の命令に従わないこと、帳簿書類の保存がされていないこと、又は、帳簿書類に不実の記載があることの理由で、簡易申告の承認を取り消された者でないこと。

II 指定を受けようとする貨物で過去1年間に輸入したものについて、簡易申告を行う貨物の品名等を記載した帳簿の備付け・保存及び簡易申告を行う貨物の取引に関して作成し、又は、受領した書類（仕入書、契約書

等）の保存がされていること、これらの帳簿書類に不実の記載がないこと。

なお、承認を受けた後、上記帳簿については7年間、書類については5年間の保存が必要である。

III 簡易申告を行おうとしている貨物について、「継続的に輸入されている貨物」の指定を受けること。

#### ② 貨物指定について

I 指定申請貨物は、指定を受けようとする貨物の属する指定区分（輸入統計品目表の上4桁、上6桁又は9桁）毎に貨物指定申請書の提出日前1年間に6回以上輸入されている貨物であること。

II 貨物指定申請書の提出日前1年間における指定を受けようとする貨物に係る納税申告についての更正又は修正申告等（加算税が課せられる場合に限る）がないこと。

#### (2) 特定輸出申告制度

もとより日本の輸出申告は通常、保税地域又は税関長の指定する場所に貨物を入れた後、申告することとなっているが、コンプライアンスの優れた者として、あらかじめ税関長の承認を受けた輸出者については、保税地域等に貨物を搬入することなく貨物が置かれている場所の所在地を管轄する税関長に対して輸出申告をし、輸出の許可を受けることができるのは、2006年3月より実施されている特定輸出申告制度である<sup>16)</sup>。

特定輸出申告制度の適用のメリットとしては、貨物を保税地域に搬入せず、自社の倉庫等で輸出申告が可能なほか、税関による審査・検査において優れたコンプライアンスが反映されることから、輸出貨物の迅速かつ円滑な船積み（搭載）が可能となり、リードタイム及び物流コストの削減等が図れるものと考えられる。

特定輸出申告制度の利用について、税関長の承認を受ける必要があり、承認の要件としては、承認を受けようとする輸出者。

① 過去3年間において、関税法又は関税定率法その他関税に関する法律等の規定に違反して刑に処せられ、又は通告処分を受けていないこと。

② 過去2年間において、関税法第70条(証明又は確認)に規定する他の法令の規定に違反して刑に処せられていないこと。

③ 過去2年間に上記1、2に掲げた法令以外の法令の規定に違反し禁固以上の刑に処せられていないこと。

④ 本制度の適用を受ける貨物の輸出に関する業務(貨物を輸出のため外国貿易船又は外国貿易機へ積み込むまでの間の貨物の管理に関する業務を含む)を適正に遂行することができる能力を有していること。

⑤ 本制度の適用を受ける貨物の輸出に関する業務(税関手続及び貨物管理)を適正に遂行するために、当該輸出者(法人の場合は従業者を含む)が遵守すべき事項を規定した法令遵守規則を定めていること。

なお、以下の貨物については、特定輸出申告制度の対象とされていない。

① 輸出貿易管理令別表第1の1の項(武器)に該当する貨物。

② 輸出貿易管理令別表第4に掲げる北朝鮮、イラク、イラン及びリビアを仕向地とする貨物であって、経済産業大臣の許可又は承認を必要とするもの。

③ 輸出申告の際に関税の減免又は払戻しに関する手続を要する貨物。

④ 適正な貨物管理及び関税法の適正な執行上、当分の間、特定輸出申告制度を適用されない貨物(他の者の貨物を混載される貨物等)。

### (3) 輸出入制度の改革

税関と民間共同で国際物流のセキュリティ強化と円滑な物流の両立を実現するため、日本の税関当局は、従来の「物(モノ)」に重点をおいてリスク管理から「者(ヒト)」に重点をおいたリスク管理へと転換し、輸出入制度の改革を行った。2007年2月に行われた法改正が、事業者のセキュリティ確保やコンプライアンスに対する取り組み状況を反映させるものである。

具体的に、あらかじめ税関長の承認を受けた輸入者が、貨物の引取後に納税申告を行うことができる簡易申告制度については、税法以外の法令違反がないこと、法令遵守規則を制定すること等を新たに承認要件に加える見直しを行った上で、貨物の指定制度を廃止するほか、貨物到着前の輸入申告を可能とするとともに、事後の納税申告を一括して行うことを可能とする措置をとるようになった(図7参照)。

これに対して一方、あらかじめ税関長の承認を受けた輸出者が、貨物を保税地域に入れることなく、許可を受けることができる特定輸出申告制度については、承認の要件に所要の見直しを行った上で、貨物が置かれている場所を管轄する税関長に加え、貨物の船積みを用意している港・空港を管轄する税関長に対して輸出申告を行うことを可能とするとともに、運用上、混載貨物を対象とする措置もとっていることになった(図8参照)。

### (4) 日本の AEO プログラムの特色

前述した簡易申告制度や特定輸出申告制度から分かるように、日本におけるコンプライアンスの優れたものに与える優遇な通関手続き制度、つまり AEO プログラムは、特例輸入者と特定輸出者を適用対象として実施されている。

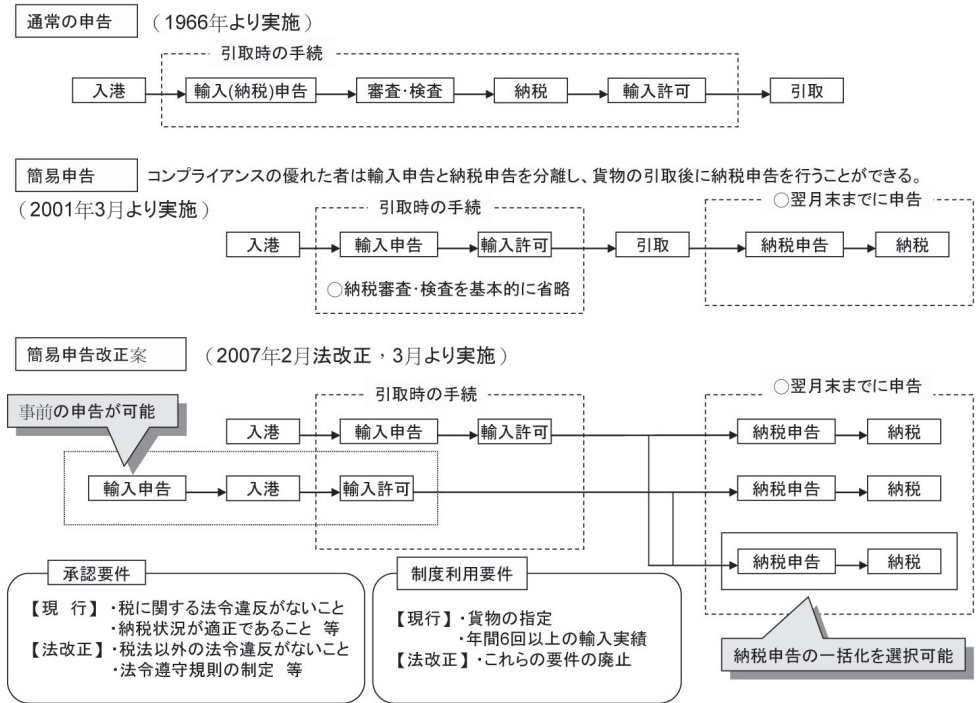


図7 簡易申告制度の概要  
出所：財務省関税局資料より引用。

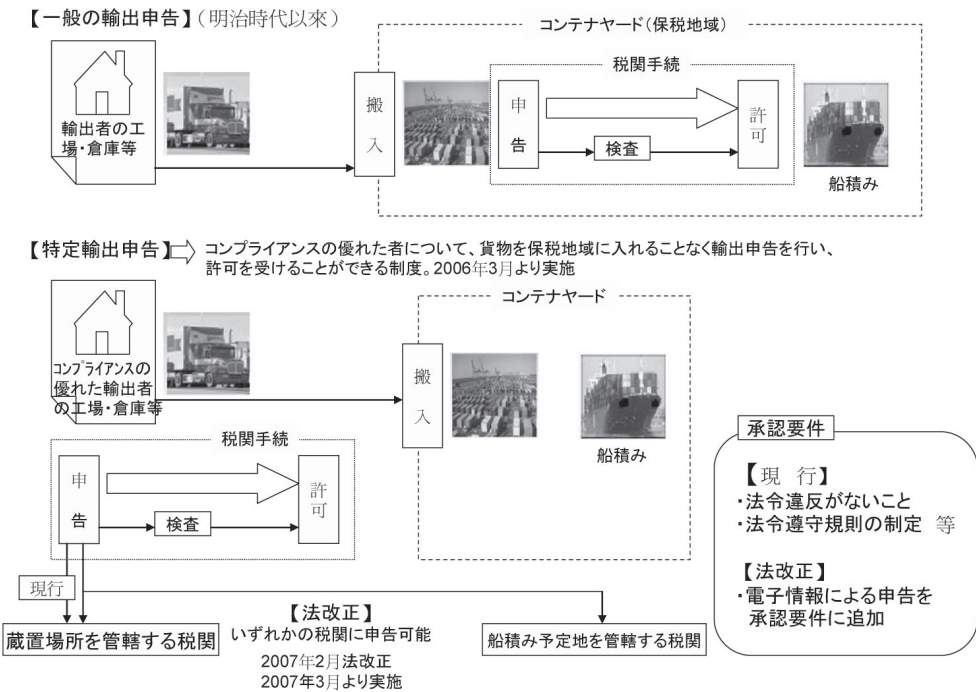


図8 特定輸出申告制度の概要  
出所：財務省関税局資料より引用。



表7 法令遵守規則の例

● 総則	➤ 目的	
	➤ 定義	
	➤ 適用範囲	
● 基本方針		
● 組織	➤ 社内体制の構築	➤ 事業部門ごとの管理体制
	➤ 最高責任者の責務	➤ 法令審査部門
	➤ 管理統括部門	➤ 従業員の責務
● 税関手続	➤ 特定輸出貨物通関リスト等	➤ 他法令の該非の確認
	➤ 他法令手続	➤ 輸出貨物通関カード
	➤ 出荷の準備	➤ 輸出統計品目番号等の決定
	➤ 特定輸出申告手続	➤ 特定輸出貨物の通関準備
● 貨物管理	➤ 特定輸出申告をしようとする貨物のお荷管理	
	➤ 出荷及び運送の管理	
	➤ 特定輸出申告の完了	
	➤ 貨物の保管体制	
● 法令遵守状況の監査		
● 教育及び訓練		
● 帳簿書類等の管理	➤ 帳簿書類等の整備	
	➤ 帳簿及び書類の保存	
● 関連会社等の指導等	➤ 子会社及び関連会社の指導等	
	➤ 通関業者への手続の依頼及び指導等	
	➤ 貨物管理を委託する場合の手続	
● 税関との連絡体制		
● 報告及び危機管理		
● 処分		
● その他	➤ 業務手順等の具体的規定の整備	
	➤ 本規則等の改定	
	➤ 本規則等の関係会社等投への準用	

出所：財務省関税局「法令遵守規則（コンプライアンスプログラム）の例（参考）」より作成。

表7に示すように、承認の要件として、制度の利用者は法令遵守規則を制定しなければならない。それはあらゆる事業活動の前提が

コンプライアンスという考えの社内浸透のみならず、業務委託先への理解と協力を要請することも必要となるから、すべての責任が

特例輸入者と特定輸出者にある制度なのである。

適用条件が非常に厳しいだけに、2007年2月末現在、簡易輸入申告制度の承認を受けた特例輸入者は56社で、特定輸出申告制度の承認を受けた特定輸出者は7社しかない。にもかかわらず、実際に特定輸出申告制度を利用したある特定輸出者は、次のように五つのメリットを指摘した。

- ① 輸出業務の計画性が非常に高くなった。
- ② 税関への申告書類等の提出がなくなった。
- ③ 臨時開庁をお願いしなければならないようなタイミングの輸出が蔵置場所申告によって臨時開庁をお願いせずに輸出できた。
- ④ 申告許可済みコンテナがコンテナヤードに入った際に、ターミナルオペレーターよりスムーズな本船搭載が可能になると歓迎された。
- ⑤ 運用して行く上で発生する問題への税関の対応は非常に迅速だということである。

## 6 結論

WCOは2005年6月に基準の枠組みが決議されて以降、グローバルサプライチェーンの安全確保と通関手続きの円滑化を両立させることが、国際貿易における重要な課題の一つとなっている。本論では、基準の枠組みと日本の実施経験を考察した結果、次のようなことが明らかになる。

### (1) 基準の枠組みの役割について

基準の枠組みの制定は米国からの影響が大きな働きを果たしている。つまり、米国は9.11事件の教訓と「2002年セキュリティプログラム」の実施経験をもってグローバルサ

プライチェーンセキュリティ管理に対する理念を、国際組織であるWCOを通して国際貿易の安全確保と円滑化の国際標準へと転換させてきた。その本質は、ノンバンディング的テロ対策であるが、その実施の方法論としては、G2G（税関相互の協力=CSIプログラム）とG2B（税関と民間とのパートナーシップ=C-TPATプログラム）という二つの柱からなっている。この意味から、基準の枠組みの実施によって、テロ対策の役割を果たすのみならず、税関の近代化を促進する役割をも果たすのである。

### (2) 基準の枠組みの実施について

基準の枠組みがグローバルサプライチェーンの安全確保と通関手続きの円滑化を両立させるための最低限の標準を提供している。その実施については、条約のように必ず各国強制的に同一の基準、同一の期日をもって、それを実施するというようなものではなく、非常に緩やかな結びつきであるため、いつから始めるか、取り決められたもののうち何を実施するか、そしてどのように実施するか等の具体的措置は、それぞれ各国税関の裁量に委ねられるのである。こういう意味から、基準の枠組みの実施は、いわば中長期的な目標によって設定されるものである。

### (3) 日本における基準の枠組みの対応策

基準の枠組みの四つのコアエレメントへの取組みについて、事前の電子申告が事前に申告をすることができるが、まだ義務化されていないことを除いて、他のエレメント（整合的なリスク管理アプローチの利用にコミットすること、非破壊探知機器の使用、最低限のサプライチェーン安全基準及びベネフィットを明確にすること）は、ほぼ対応策が整っているのである。日本では2007年2月に関税

法の改正によって、従来の「物（モノ）」に重点をおいてリスク管理から「者（ヒト）」に重点をおいたリスク管理へと転換し、輸出入制度の改革が行われた。

#### (4) 日本版 C-TPAT の戦略的意義

基準の枠組みの本質は、ノンバンディングのテロ対策であるが、日本では、それを「国際物流競争力強化のための行動計画」に取り入れて、現行の輸出入制度の改革を行うとともに、国際的な連携の強化を推進し、安倍内閣の提唱した「アジアゲートウェー構想」の実現を目指す戦略として位置づけられる。そして、その実施は三つの段階に分けられて、短期的には 2006 年度内に輸出入制度の改革、中期的には 2008 年度内に通関情報処理システムの最適化、さらに長期的には 2015 年度内に「日本版 C-TPAT」を本格的に導入することである。

#### [注]

- 10) WCO, Framework of Standards to Secure and Facilitate Global Trade, 2005 年 6 月、p8。
- 11) 橋本弘二、WCO・民間との協議グループ第一回会合の概要、「サプライチェーン・セキュリティ規格の国際動向 ISO と WCO」セミナー講演録所収、2006 年 6 月より引用。
- 12) 詳細は WCO, AUTHORIZED ECONOMIC OPERATORS, SP0218E1a、2006 年 6 月をご参照。
- 13) 国際物流競争力パートナーシップ会議、国際物流競争力強化のための行動計画、2006 年 12 月 22 日、pp52～55。
- 14) 経済財政諮問会議、経済成長戦略大綱工程表、2006 年 6 月 26 日、p15。
- 15) 関税法第 70 条の 2。
- 16) 関税法第 67 条の 3。

#### 参考文献

##### 【中国語文献】

1. 台湾経済研究院、『推動台日 MRA 與貿易便捷化相關議題研究』、中華民國國際經濟合作協會、2005 年 12 月。
2. 行政院經濟建設委員會法協中心、『建構優質經貿環境與網絡策略會議』、行政院經濟建設委員會、2006 年 8 月 31 日～9 月 1 日。
3. 行政院經濟建設委員會法協中心、『導入 WCO 標準架構計畫書』、行政院經濟建設委員會、2006 年 9 月。
4. 饒平、「如何運用 AEO 及 UCR 於貨物通關」、2006 年 9 月。
5. 徐仁慈、「全球貿易安全與便捷之標準架構簡介」、2006 年 9 月。
6. 劉柏立、「優質社會與經貿便捷化」、2006 年 9 月。
7. 劉柏立、「日本導入 WCO 標準架構相關機制之研究」、行政院經濟建設委員會、2007 年 2 月。

##### 【日本語文献】

1. 国土交通省、「入港関係書類についての事前報告の義務化に関する御意見の募集について」、2005 年 11 月。
2. 国土交通省、「平成 18 年度関税改正検討項目について（入港関係書類についての事前報告の義務化）」、2005 年 11 月。
3. 国土交通省、「入港関係書類についての事前報告の義務化に関する意見募集の結果について」、2006 年 1 月。
4. 国土交通省、「入港関係書類の事前報告の義務化全体に対する御意見」、2006 年 1 月。
5. 財務省、「IT と国際物流に関する懇談会」會議資料、2001 年。
6. 財務省、「WTO 貿易円滑化に関する日本貢献ペーパー（貿易円滑化国際枠組み）」、2003 年 6 月。
7. 財務省、「国際物流・貿易取引に関する研究会」會議資料、2004 年 6 月。
8. 財務省、「WCO における安全確保及び円滑化への取組み」、2004 年 4 月。
9. 財務省、「WTO 等貿易円滑化に関する議論の動向」、2005 年 2 月。

10. 財務省、「関税法基本通達等の一部改正について通達」、2005年10月。
11. 財務省、「WTO貿易円滑化交渉の動向」、2006年2月。
12. 財務省、「特定輸出申告制度」、2006年3月。
13. 財務省、「国際物流・貿易取引に関する研究会」會議資料、2006年6月。
14. 財務省、「コンプライアンスの優れた者に対する新たな輸出通関制度に係る承認申請手続及び法令遵守規則に定める事項等に関する御意見の募集について」、2006年8月。
15. 財務省、「コンプライアンスの優れた者に対する新たな輸出通関制度について—セキュリティ対策強化と国際物流の高度化に対応した物流促進の両立—」、2006年8月。
16. 財務省、「法令遵守規則（コンプライアンスプログラム）の例（参考）特定輸出申告制度に係る法令遵守規則」、2006年8月。
17. 財務省、「コンプライアンスの優れた者に対する新たな輸出通関制度に係る承認申請手続及び法令遵守規則に定める事項等に関する意見募集の結果について」、2006年9月。
18. 日本経済団体連合会、『貿易諸制度の抜本的な改革を求める—グローバル・サプライチェーンを踏まえた具体的改革の方向—』、2006年11月。
19. 鳥居保徳・早川典雄、『物流セキュリティ時代』、成山堂書店、2006年9月。
20. ジェイアール貨物リサーチセンター、『日本の物流とロジスティクス』、成山堂書店、2004年3月。
21. 経済産業省、「総合物流施策大綱（2005～2009年）」、2005年11月。
22. 経済産業省、「グローバル経済戦略」、2006年4月。
23. 経済産業省、「新経済成長戦略」、2006年6月。
24. 経済財政諮問会議、「経済成長戦略大綱」、2006年6月。
25. 閣議決定、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」、2006年7月。

26. アジア・ゲートウェイ戦略会議、「アジア・ゲートウェイ構想の基本的考え方」、2006年11月。
27. 国際物流競争力パートナーシップ会議、「国際物流競争力強化のための行動計画」、2006年12月。

#### 【欧文文献】

1. IMO, Convention on Facilitation of International Maritime Traffic, 1965.
2. U.S., Customs-Trade Partnership Against Terrorism (C-TPAT) FAQ, 2005.
3. U.S., Security and Accountability For Every Port Act of 2006 (SAFE Port Act), 2006.
4. WCO, International Convention on the Simplification and Harmonization of Customs Procedures (the Revised Kyoto Convention, RKC), 1999.
5. WCO, Framework of Standards to Secure and Facilitate Global Trade, 2005.
6. WCO, SAFE Framework of Standards, AEO Guidelines.
7. WCO, Policy Commission SP0218E1a, 2006.
8. EU, A CUSTOMS2002 project on best practice on risk assessment and accreditation on economic operators (TAXUD/1030/2003), 2003.
9. EU, Draft eCustoms Vision Statement and Multi-Annual Strategic Plan (TAXUD/477/2004 - Rev. 3 - EN), 2004.
10. EU, THE AUTHORISED ECONOMIC OPERATOR (TAXUD/C4 (2005) 1432), 2005.
11. EU, AEO Project Report (TAXUD C/4 D/1480 Doc.), 2005.
12. EU, Regulation (EC) No 648/2005 of the European Parliament and of the Council, 2005.
13. EU, AEO Operator's Guidelines on Standards and Criteria (TAXUD/2005/1451), 2006.
14. EU, AEO Operator's Guidelines on Standards and Criteria (TAXUD/2006/1450), 2006.
15. EU, AEO Pilot Report, 2006.
16. ISO/PAS 28001.

World Customs Organization (WCO) and  
the Strategies for Crisis (2)  
— Implementation of Authorized Economic Operators  
(AEO) in Japan —

LIU PO-LI and SATO Hiroshi

The Institute of Social System, Chuogakuin University

**Abstract**

After 9.11 Terrorism in the United States in 2001, every countries and regions became markedly sensitive to terrorism. Global trades have also been forced to prepare strategies for terrorism. Under these conditions, the general assembly of World Customs Organization (WCO) adopted the “Basic Framework of Standards to Secure and Facilitate Global Trade” in June, 2005. In addition, Asia-Pacific Economic Cooperation (APEC) adopted the APEC Framework (Implementation of APEC Framework Based on the WCO Framework of Standards to Secure and Facilitate the Global Trade). This article analyzes the outline and background of the Framework of WCO, and discusses the practical experience of Japan on Authorized Economic Operators (AEO), the core of the Framework.